

罪と罰はつりあうものなのか？

裁判員制度での死刑

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

昨年からはじまった裁判員制度ですが、死刑判決はまだ出ていません。

司法への市民参加として大キャンペーンが繰り広げられましたが、裁判員になることに抵抗感を持つ人は少なくありません。その理由は様々に言われています。

仕事を休めない、守秘義務があるのはおかしい、どうせ多数決で決められてしまう……そして、自分にはとても人を裁くようなことはできない、と思う人もいます。死刑や無期懲役などの判決が予想されるような事件ならなおさらです。

★☆☆

日本の裁判員は、有罪、無罪だけでなく、有罪の場合にどんな刑罰を科すかも判断します。

たとえば殺人罪の場合、刑法では「死刑又は無期若しくは5年以上の懲役」と定めています。5年以上となっている有期懲役刑の上限は現在30年です。死刑と無期の間、無期と有期刑の間にもそれぞれ天地ほどの差があります。

これほど幅がある中で、何を基準に適切な刑罰が決められるのでしょうか。

実際には職業裁判官から、過去の類似事件にもとづく量刑の「相場」が示唆され、それと照らして判断されているようすです。その具体的な様子は「守秘義務」により明らかにされていませんが。

そうやって「相場」は維持され、補強されているのですが、「相場」に合っているかどうかを検討する前に、裁判員になる私たちが知っておくべきこと、考えておくべきことがないでしょうか。

★☆☆

私たちは死刑囚の姿を知ることがありません。死刑の執行を前にした死刑囚が、どのように自己の罪を悔いていたのか、生命を絶たれることの恐怖に怯いていたのか。そして執行までの日々をどのように過ごしていたのか。

また、年間何万人もが受けている「懲役」というポピュラーな刑罰でさえ、体験した人でもないかぎり、そのイメージは漠然としたものではないでしょうか。懲役の期間は長いほど社会復帰が困難になります。罪の重さが、懲役の期間で釣り合いがとれるわけでもありません。

★☆☆

多くの問題を抱えながら裁判員制度が始まっています。そしておそらく罪と罰の整合性をめぐる問題は簡単に解決できることではないでしょうし、どこかで妥協的な判断も必要になるかもしれません。

ただ、裁判員が、誤判の許されない死刑という極刑に加担させられる問題については、死刑制度の廃止という答えも用意されていること、それはすでに世界の多くの国で採用されていることを、少なくとも知識として共有しておきたいと思います。